

14 食堂

使用者は、寄宿舎には、食堂を設けるよう努めるものとする。

15 温かい食事

使用者は、寄宿労働者に温かい食事を提供するよう努めるものとする。

16 湯の提供

使用者は、寄宿労働者に湯を提供するよう努めるものとする。

17 冷蔵庫及び電子レンジ

使用者は、寄宿労働者が自由に使用できる冷蔵庫及び電子レンジ等を設置するよう努めるものとする。

18 栄養の確保

使用者は、寄宿労働者に給食を行うときは、栄養の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

19 健康の確保

使用者は、健康に関する相談の機会を設ける等寄宿労働者の健康の確保について必要な配慮を行うよう努めるものとする。

20 疾病にかかった場合等の援助

使用者は、寄宿労働者が負傷し、又は疾病にかかった場合には、必要な援助を行うよう努めるものとする。

21 共用電話

使用者は、寄宿舎には、寄宿労働者が自由に使用しうる共用の電話を設置するよう努めるものとする。

22 日用品の購入

使用者は、日用品の購入について寄宿労働者が不便を来さないよう、必要な援助を行うよう努めるものとする。